

豊田市エコファミリー支援補助金【事業者向け次世代自動車編】 Q & A (令和3年度版)

質 問	回 答
<b>【補助対象者について】</b>	
<p>どのような事業者が補助金を申請できますか？</p>	<p>以下の要件に全て該当すれば申請できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）（対象期間）までに、対象の自動車を購入し新車登録していること</li> <li>・対象期間内に支払を完了していること</li> <li>・豊田市内に本社、支社、支所、支店、営業所等を置く事業者で、補助金の申請日以前から事業の活動実態があること</li> <li>・豊田市税を滞納していないこと</li> <li>・暴力団員又は暴力団関係者と密接な関係がないこと</li> </ul>
<p>過去に補助金を受けたのですが、今年度も申請することはできますか？</p>	<p>本補助制度は、同一年度内で1事業者につき5台限りとなりますので、制限内であれば申請していただけます。</p>
<p>車検証に、車両の購入者（所有者）は、事業所で、使用者は会社役員の個人名義で登録されていますが、補助金は申請できますか？</p>	<p>使用者の住所が豊田市内であれば、申請いただけます。</p>
<p>対象自動車をリースで契約しました。補助金は申請できますか？</p>	<p>自ら使用する目的で、新車購入したものが対象です。リースの場合は補助対象外となります。</p>
<b>【申請受付について】</b>	
<p>申請受付期間は？土日祝日でも申請できますか？</p>	<p>申請受付の期間は、令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）までです。</p> <p>ただし、各補助金の予算が達した場合は、申請を受付できませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>申請書の受付は、市役所の開庁日のみです。土日祝日、年末年始の開庁日は、受付できませんのでご注意ください。また、受付時間は、開庁日の午前9時から午後4時45分までです。</p> <p>なお、正午から午後1時までの間は休憩のため対応できる職員が少なくなり、受付をお待ちいただく場合があります。そのため、申し訳ありませんが、その時間帯を避けていただくと助かります。</p>
<p>申請場所はどこですか？各支所・出張所でも申請できますか？ また、申請書の提出は、郵送でも良いですか？</p>	<p>申請の受付は、環境政策課補助金窓口（豊田市役所環境センター1階／豊田市役所南庁舎の隣接）で行っています。支所や出張所での申請受付はできませんのでご了承ください。</p> <p>また、郵便物の紛失、到着の遅延等のトラブルを回避するため、原則郵送での申請受付は行っておりません。お手数ですが、窓口で直接申請書をご提出ください。</p>
<p>申請書は、代理の人に提出してもらっ</p>	<p>申請書は、申請者本人以外でも、ご家族や自動車販</p>

豊田市エコファミリー支援補助金【事業者向け次世代自動車編】 Q & A (令和3年度版)

<p>ても良いですか？</p>	<p>売事業者など代理の方がご提出いただいても結構です。ただし、申請書に記載する氏名（申請者）は補助対象者に限ります。 自動車販売事業者におかれましては、書類の記入や申請書の提出等について、何卒ご支援、ご協力をよろしくお願い致します。</p>
<p>申請書類は、どこでもらえますか？</p>	<p>環境政策課補助金窓口で配布するほか、市ホームページから印刷することができます。</p>
<p><b>【申請書類・申請期限について】</b></p>	
<p>申請書類は何が必要ですか？</p>	<p>『交付申請兼実績報告書』を提出していただきます。</p>
<p>『交付申請兼実績報告書』は、いつまでに提出する必要がありますか？</p>	<p>新車登録日又は支払完了日のいずれか遅い日から2か月以内に提出してください。 ただし、いずれの場合でも令和4年3月31日より後に申請することはできません。</p>
<p>自動車の登録が3月末になりそうです。4月1日の年度をまたいでの申請は可能ですか？</p>	<p>年度をまたいで申請することができません。 3月末になりそうな場合は、事前に環境政策課補助金窓口までご相談ください。</p>
<p>3月末に新車登録し、支払は、翌月の4月で完了する予定です。支払の領収書が4月でしか発行できないため、申請は4月でも受付してくれますか？</p>	<p>3月31日より後に申請いただくことはできません。新車登録年度（4/1～3/31）と、同年度内に支払を完了している場合に補助対象になりますので、翌年度予算でも申請できません。</p>
<p>『交付申請書兼実績報告書』を提出する際の添付書類は何が必要ですか？</p>	<p>以下の書類が必要です。 【全ての補助メニューで共通する提出書類】 ①自動車車検証の写し ②領収書の写し ③納品請求書等 ④申請者の納税（完納）証明書の原本 ⑤豊田市発行の事業証明書 ⑥交付請求書 ⑦振込先口座の通帳の写し 【充電設備を設置した場合】 ①充電設備設置に係る領収書の写し ②領収明細書 ③充電設備の写真  ★詳しくはリーフレット令和3年度事業者向け次世代自動車購入に対する補助 P3 をご確認ください。</p>
<p>完納証明書はどこで発行できますか？</p>	<p>市民課（豊田市役所南庁舎1階）、支所等（支所・出張所、豊田市駅西口サービスセンター）で発行できます。申し訳ありませんが、発行手数料（1件200円）は、申請者負担になります。 申請日前2か月以内に発行されたものの『原本』をご提出ください。</p>

豊田市エコファミリー支援補助金【事業者向け次世代自動車編】 Q & A (令和3年度版)

		ただし、1月2日以降に豊田市に転入された事業者は、「豊田市税の完納が証明されている納税証明書（完納証明書）」が発行されない場合があります。その際は、添付は不要です。市税の滞納があつて完納証明書が発行されない場合は、補助対象になりません。
	事業証明書はどこで発行できますか？	法人事業証明は市民課（豊田市役所南庁舎1階）、個人事業証明は市民税課（豊田市役所南庁舎2階）で発行します。支所・出張所でも発行できます。
	ローンで購入した場合は支払完了を証明する書類が出せませんが、どうなりますか？	ローンの申込書や契約書等、支払額がわかる書類を提出してください。
	対象車が名古屋ナンバーになりますか、補助対象になりますか？	本補助制度では、「市内での業務目的で、新車購入したもの」ことが要件ですので、購入車両が豊田ナンバーでない場合、補助対象とはなりません。
	申請書は、代筆しても良いですか？または、パソコンで入力しても良いですか？	申請者の申請意志を確認するため、また、住民基本台帳の閲覧の委任を確認するため、確認事項欄の署名は、必ず申請者本人が記入してください。その他の部分は、代筆やパソコン入力でも構いません。
	<b>【予算について】</b>	
	予算が無くなったら終了ですか？	補助金は予算の範囲内での交付のため、予算が無くなり次第終了となります。予算の終了時期は、申請件数によるため、明確に判断することはできません。申し訳ありませんが、予めご了承ください。
	<b>【補助対象車について】</b>	
	補助金の対象となる自動車に定義はありますか？	補助対象となる車は以下のように定義しています。 【プラグインハイブリッド車（PHV）】 四輪以上の検査済自動車であつて、その自動車検査証に「プラグインハイブリッド車」と記載されているもの 【電気自動車】 四輪以上の検査済自動車であつて、その自動車検査証において燃料の種類が「電気」と記載されているもの。ただし、プラグインハイブリッド車に該当するものを除く。 【燃料電池自動車】 四輪以上の検査済自動車であつて、その自動車検査証に「燃料電池車」と記載されているもの
	超小型EVの補助はありますか？	事業者向けの次世代自動車普及促進事業補助金については、超小型EVの補助を行っておりません。
	充電設備価格が車両本体価格に含まれている場合は上乗せ補助の対象になりますか？	付帯設備の設置・購入に要した費用（設備本体の購入に係る費用が含まれているものに限る）が明記され、購入の事実が確認できる書類がない場合は上乗せ補助の対象とはなりません。
	補助額はいくらになりますか？	車両本体の購入に係る価格（消費税及び地方消費税

豊田市エコファミリー支援補助金【事業者向け次世代自動車編】 Q & A (令和3年度版)

	<p>を除く) の 5/100 です。千円未満の端数は切り捨てします。</p> <p>車両本体の区分ごとの上限額は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P H V / E V            1 5 万円</li> <li>・ F C V                    1 5 万円</li> </ul> <p>上乗せ加算込みの上限額は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P H V / E V            1 7 万円   (+ 充電設備 2 万)</li> <li>・ F C V                    1 5 万円   (上乗せ加算なし)</li> </ul> <p>※充電設備の設置に要した費用が2万円に満たない場合、設置費用が上限になります。</p>
<b>処分の制限について</b>	
<p>対象車を購入して補助金を受け、すぐに売却や賃貸借をすることは認められますか？</p>	<p>自らの事業所で使用する目的で新車購入する場合に補助しているため、購入後、すぐに売却等することは原則認められません。補助金受給後に、偽り等により補助要件の対象でないと判明した場合は、補助金の全部もしくは一部を返還していただく場合があります。</p> <p>ただし、天災等による破損や、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象車を処分する場合は、補助金を返還する必要はありません。</p>
<b>請求書、補助金の振込について</b>	
<p>「請求書」は、交付決定後でなければ提出できませんか？</p>	<p>補助制度の手続においては、交付決定後のご提出になりますが、手続を簡略化するため、『交付申請書兼実績報告書』と一緒にご提出いただくことも可能です。その際は、請求書の日付は記入しないでください。</p> <p>また、請求書を提出する際は、請求書に記入した申請者本人名義の口座の通帳又はキャッシュカードの写しを添付してください。</p>
<p>『交付申請書兼実績報告書』を提出してから、どれくらいの期間で補助金を受け取ることができますか？</p>	<p>申請書を受理してから、概ね1か月半から2か月後の振込みを予定していますが、申請件数により前後することがあります。予めご了承ください。</p>
<p>補助金の受取方法は？現金での受取りも可能ですか？</p>	<p>補助金の受取方法は、申請者本人名義の口座振込みのみです。現金での受取りはできません。また、受取りは原則申請者に限りますので、他人名義の口座への振込みもできません。</p>